

## 米子市掲示第5号

### 公募型プロポーザルの執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

平成28年4月12日

米子市長 野坂康夫

#### 1 プロポーザルの概要

##### (1) プロポーザルの内容

米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業に係る企画の提案

##### (2) 対象となる事業の名称

米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業（以下「本事業」という。）

##### (3) 事業期間

基本契約締結日（平成28年9月予定）から平成44年3月31日まで

###### ※事業期間の内訳

###### ア 基幹的設備改良工事

工事請負契約の締結の日から平成32年3月31日まで

###### イ 長期包括的運営事業

運営準備 運營業務委託契約の締結の日から平成29年3月31日まで

運営事業 平成29年4月1日から平成44年3月31日まで

##### (4) 予算額

16,316,988千円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

###### ※内訳

基幹的設備改良工事費 3,412,100千円

長期包括的運営事業費 12,904,888千円

※予算額は、基幹的設備改良工事費及び長期包括的運営事業費それぞれについて、上記に定める額の範囲内とする。

#### 2 参加資格

##### (1) 構成

ア 別に定める募集要項において公表する要求水準書に掲げる業務等を実施することができる単独の企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）とする。なお、長期包括的運営事業の実施に当たっては、特別目的会社を設立することができる。

イ 応募グループにあっては、構成員のうちから代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行わなければならない。

ウ 応募企業及び応募グループ（以下「応募者」と総称する。）は、基幹的設備改良工事及び長期包括的運営事業のそれぞれについて、その主要な業務を担当する他の企業を定めることができる。ただし、プラント部分の基幹的設備改良工事及び運営管理は、応募企業又は応募グループの構成員が担当しなければならない。

エ 応募グループは、応募に当たり、代表企業及びその他の構成員並びにこれらのそれぞれが本事業の実施において果たす役割を明らかにしなければならない。

オ 応募企業の変更並びに応募グループの代表企業及びその構成員の変更は、原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りでない。

カ 応募企業又は応募グループを構成する企業のいずれかが、他の応募企業又は応募グループを構成する企業となることは、認めない。

キ 同一の応募者が、複数の提案を行うことは、認めない。

## (2) 要件

### ア 共通

応募企業又は応募グループを構成する構成員は、次の(ア)から(キ)までに掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(ア) 米子市の入札参加資格者名簿（登録区分は、清掃施設工事に限る。）に継続して2年以上登録されている者であって、日本国内に本店又は支店を有するものであること。

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。

(ウ) 米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年12月21日施行）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(エ) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(オ) 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人市県民税並びに固定資産税を滞納していないこと。

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（キ）において「暴力団」という。）でないこと。

(キ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下(キ)において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

### イ 基幹的設備改良工事を行う企業

応募企業又は応募グループを構成する構成員のうち基幹的設備改良工事を行う企業は、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件を全て満たす者でなければならない。なお、同一の業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）の清掃施設工事及び建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 地方公共団体（日本国内）において、次のaからcまでに掲げる条件を全て満たす一般

廃棄物処理施設の建設の実績又は基幹的設備改良工事（環境省の交付対象事業である「廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業」又は「廃棄物処理施設への先進的設備導入事業」に合致する事業に限る。）の実績があること。なお、応募者の会社の分割、合併、事業譲渡等により変更があった前後の実績も含めて計上する場合は、分割、合併又は承継が適切に行われ、かつ、分割され、合併され、又は承継された事業の実績が適切に引き継がれていることを証明する書類を提出すること。

a 次に掲げる項目を全て満たす施設であること。

(a) 平成14年4月1日以後に供用を開始した施設であること。

(b) 全連続燃焼式のストーカ方式で、1炉当たりの1日における処理量が90トン以上の規模で、かつ、2炉以上の施設であること。

(c) ボイラ・タービン式の発電設備を有する施設であること。

b 平成28年4月1日時点において、延べ3年以上の稼働の実績を有する施設であること。

c 1炉当たり90日以上連続運転の実績を有する施設であること。

(エ) 清掃施設工事業における監理技術者又は主任技術者を専任で配置することができること。

#### ウ 長期包括的運営事業を行う企業

応募企業又は応募グループを構成する構成員のうち長期包括的運営事業を担当する企業は、次の(ア)及び(イ)に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。なお、同一の業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が、これらの要件を満たす者でなければならない。

(ア) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと。

(イ) 地方公共団体（日本国内）において、次のaからcまでに掲げる条件の全てを満たす一般廃棄物処理施設について、平成28年4月1日時点で延べ3年以上の運営管理（長期包括的運営事業、DBO事業又はPFI事業であるものに限る。ただし、運転委託を除く。）を受託した実績を有していること。なお、応募者の会社の分割、合併、事業譲渡等により変更があった前後の実績も含めて計上する場合は、分割、合併又は承継が適切に行われ、かつ、分割され、合併され、又は承継された事業の実績が適切に引き継がれていることを証明する書類を提出すること。

a 平成14年4月1日以降に供用を開始した施設であること。

b 全連続燃焼式のストーカ方式で、1炉当たりの1日における処理量が90トン以上の規模で、かつ、2炉以上の施設であること。

c ボイラ・タービン式の発電設備を有する施設であること。

### 3 第1次審査（参加申込書等による審査）

提出された書類により、本プロポーザルへの参加資格を満たしているか審査し、第2次審査の参加者を選定する。

### 4 第2次審査（提案書の審査）

提案書全体について様式集に沿った構成となっていること、及び同一の事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間に齟齬、矛盾等がないことを審査する。また、応募者が提案書において提案した内容が、本事業の要求水準を満たしているか審査する。

## 5 第3次審査（改善後の提案書・見積書による審査）

第2次審査を経た応募者は、プレゼンテーション並びに改善後の提案書及び見積書による第3次審査を受けることができる。

## 6 最優秀提案の選定

第3次審査の結果に基づき、最高点を得た提案を最優秀提案として選定する。なお、審査の結果によっては、最優秀提案を選定しない場合がある。

## 7 手続等

### (1) 担当部署（書類の提出先及び問い合わせ先）

郵便番号 683-0852

鳥取県米子市河崎3280番地1 米子市クリーンセンター内

米子市市民人権部環境事業課管理係

電話 0859-30-0270

ファクシミリ 0859-30-0271

電子メール kankyojigyo@city.yonago.lg.jp

### (2) 資料の交付

本プロポーザルの執行に係る資料は、平成28年4月12日（火）から同年5月9日（月）までの間に、米子市ホームページ（<http://www.city.yonago.lg.jp/>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。

#### ア 交付期間

平成28年4月12日（火）から同年5月9日（月）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### イ 交付場所

(1)に同じ。

### (3) 参加申込書等の提出

#### ア 提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、別に交付する提案要領書（以下「提案要領書」という。）に基づき参加申込書その他必要な書類を作成し、これを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、平成28年5月9日（月）午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

#### イ 提出場所

(1)に同じ。

#### ウ 提出期限

平成28年5月9日（月）午後5時

(4) 提案書及び参考見積書の提出

ア 提出方法

第2次審査の参加者として選定された応募者は、提案要領書に基づき提案書及び参考見積書を作成し、これを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、平成28年6月13日(月)午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成28年6月13日(月)午後5時

(5) 改善後の提案書及び見積書の提出

ア 提出方法

第2次審査を経た応募者は、2(1)アの募集要項に基づき改善後の提案書及び見積書を作成し、これを持参し、又は郵送すること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、平成28年8月1日(月)午後5時までに到着したものに限り、受け付ける。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

平成28年8月1日(月)午後5時

8 契約の締結

第3次審査により選定された最優秀提案の応募者を優先交渉権者として決定し、本事業の実施に係る契約の締結のための協議を行う。なお、当該協議が不調となった場合は、第3次審査における次点の応募者と当該協議を行う。

9 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは、提案要領書によるものとする。